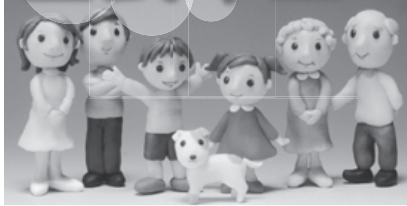


国民年金



国民年金保険料が 変わりました！

平成20年度の保険料は月額14,410円です。

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158 三次社会保険事務所 ☎0824-62-3107

●口座振替が便利でお得

国民年金保険料を納める方法は、社会保険庁から送られてくる納付案内書によって、金融機関やコンビニなどで納める方法と口座振替などにより納める方法があります。

一定期間分をまとめて納めると割引になるお得な前納制度もあります。口座振替を利用するとさらにお得で、しかも保険料が自動的に引き落とされるので便利です。

また、クレジットカードでの納付が可能となりました。クレジットカード払いを希望する方は、社会保険事務所へ申し込みが必要です。

※6か月前納の場合

6か月分を現金で前納すると「7000円」の割引。
(年間割引額「1、400円」(7000円×2回))
さらに、口座振替で前納すると割引額が「2800円」アップして「9800円」の割引！
(年間割引額「1、960円」(9800円×2回))

●学生の皆さん、 学生納付特例の 申請をされましたか

学生は一般的に収入がなかったり、少なかったりします。国民年金保険料を納めることが困難な場合があります。そのため、在学期間中の保険料の納付を猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

20歳で学生納付特例の承認を受けると、その承認を受けた期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金などが支給されます。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。申請が遅れた場合でも、4月までさかのぼって承認されることになっています。

学生納付特例期間は、年金の受給資格要件には算入されませんが、老齢基礎年金額には反映されません。このため、学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料をさかのぼって納める

ことができず、満額の老齢基礎年金を受けるためにも、国民年金保険料の後払いをお勧めします。

●若年者納付猶予制度 をご存知ですか

学生でない若年者が、将来の無年金・低年金になることを防止するため、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得要件で保険料納付を猶予し、後で追納できる制度があります。対象は30歳未満で本人および配偶者の所得が基準(金額免除基準と同額)に該当する場合、申請に基づいて適用されます。

この適用を受けると、万一障害を負ってしまったときも障害基礎年金が受け取れます。納付猶予の期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされます。
※不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間がある場合は、これらの給付を受け取るこ

とができない場合があります。

●年金振込の お知らせは6月です

国民年金や厚生年金保険の年金の振り込みのお知らせは、原則として年1回です。毎年6月に、各期支払日と支払い額などが一括して記載された「年金振込通知書」が年金受給者に送付されます。

ただし、支払額に変更があった場合には、その都度お知らせすることになります。

本年度は、年金額に変更がないので、6月にお知らせする「年金振込通知書」に、平成20年度の年金額が平成19年度と同額になることが掲載される予定です。
なお、郵便局の窓口で、年金を現金で受け取る人は、年6回(6月・8月・10月・12月・2月・4月)「送金通知書」が送付されます。
年金の受け取りは、便利で安心な振り込みをご利用ください。